

自賠責共済（保険）の取扱いに係る特別措置について

1. 特別措置の適用

この特別措置は、2018年7月豪雨に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定に基づいて自動車検査証の有効期間が延長された下記対象地域に使用の本拠を有する自動車等について、当該自動車等の契約者（個人・法人の別を問わない。）から、書面により本特別措置の申請があり、かつ全労済の承諾があった場合に適用します。

< 延長対象地域 >

【第1群】

福岡県 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡

【第2群】

広島県 広島市東区、広島市南区、広島市安芸区、広島市安佐北区、呉市、安芸郡坂町、安芸郡熊野町、安芸郡府中町、安芸郡海田町、竹原市、三原市、尾道市、福山市、江田島市、東広島市
岡山県 倉敷市、岡山市東区、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町
愛媛県 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

2. 特別措置の内容

(1) 継続契約の締結手続の猶予

イ. 検査対象車

① 第1群に使用の本拠を有する自動車等

平成30年7月6日から道路運送車両法第61条の2の規定に基づき延長された自動車検査証の有効期間の満了日（平成30年7月8日）までに共済期間の終期が到来する共済契約については同一車両に係る継続契約の締結手続を平成30年7月9日を限度としてこれを猶予します。

② 第2群に使用の本拠を有する自動車等

平成30年7月7日から道路運送車両法第61条の2の規定に基づき延長された自動車検査証の有効期間の満了日（平成30年8月5日）までに共済期間の終期が到来する共済契約については同一車両に係る継続契約の締結手続を平成30年8月6日を限度としてこれを猶予します。

ロ. 検査対象外車

① 第1群に使用の本拠を有する自動車等

平成30年7月6日から平成30年7月9日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を平成30年7月9日を限度としてこれを猶予します。

② 第2群に使用の本拠を有する自動車等

平成30年7月7日から平成30年8月6日までに共済期間の終期が到来する共済契約につ

いては、同一車両に係る継続契約の締結手続を平成30年8月6日を限度としてこれを猶予します。

(2) 継続契約の共済掛金払込みの猶予

イ. 第1群に使用の本拠を有する自動車等

平成30年7月6日から2ヵ月後の末日までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、2ヵ月後の末日（平成30年9月30日）を限度としてこれを猶予します。

ロ. 第2群に使用の本拠を有する自動車等

平成30年7月7日から2ヵ月後の末日までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、2ヵ月後の末日（平成30年9月30日）を限度としてこれを猶予します。

※契約者等（契約者、使用の本拠地、車検期間の伸長）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

[検査対象車]

契約者	使用の本拠	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社・共済団体、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社・共済団体が適用妥当と判断する者 	伸長対象地域内	有	○	○
	伸長対象地域外	無	×	○
上記以外	伸長対象地域内	有	○	○
	伸長対象地域外	無	×	×

[検査対象外車]

契約者	手続猶予	払込猶予
<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社・共済団体、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社・共済団体が適用妥当と判断する者 	○	○
上記以外	×	×

以上